

第 1 2 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 1 年 6 月 2 3 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 1 2 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 6 月 2 3 日 成 田 市 役 所 6 階 中 会 議 室 に お い て 開 催
委員定数 2 9 名、委員現数 2 5 名

◎ 出 席 委 員 (2 2 名)

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	16 番	伊 藤 勝
4 番	仲 山 綾 夫	17 番	石 井 賢 二
5 番	菅 澤 一 郎	18 番	西 野 潤 志 郎
6 番	龍 崎 文 雄	20 番	岩 立 隆
7 番	宇 佐 美 薫	21 番	清 宮 茂 樹
8 番	鶉 澤 惠 治	22 番	佐 久 間 勇
9 番	根 本 喜 久 治	24 番	小 林 典 男
12 番	金 岡 二 三 克	25 番	吉 田 三 男
13 番	石 原 輝 夫	26 番	大 里 操
14 番	宍 倉 日 出 夫	27 番	秋 山 哲 也
15 番	木 下 敏		

◎ 欠 席 委 員 (3 名)

3 番	鈴 木 清	11 番	荒 居 稔
23 番	岩 澤 貞 男		

(午後 2 時開会)

議 長

これより第 1 2 回成田市農業委員会総会を開会いたします。

本総会の委員定数は 2 9 名で、委員現数は 2 5 名、本日の出席委員は 2 2 名、欠席委員は 3 名(3 番・鈴木清委員、1 1 番・荒居稔委員、2 3 番・岩澤貞男委員)でございます。

議案の審議に入るに先立ちまして、平成 2 1 年 5 月 2 1 日、第 1 1 回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配布してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

5 月 2 6 日 (火) 印旛郡市農業委員会連合会総会及び研修会

於 印旛合同庁舎

出席者 小池会長、芝山主幹

5 月 2 8 日 (木) 全国農業委員会会長大会

於 日比谷公会堂

出席者 小池会長、柿沼事務局長

5 月 2 9 日 (金) 成田市農業センター評議員会

於 農業センター

出席者 海保職務代理、佐久間、龍崎、
宍倉委員

成田市農業センター理事会

於 農業センター

出席者 小池会長

6 月 4 日 (木) 千葉県都市農業委員会連合会平成 2 1 年度通常
総会及び研修会

於 オークラ千葉ホテル 3 階

出席者 小池会長、柿沼事務局長

成田市農業センター豊住地区協議会

於 J A 成田市豊住支所

出席者 佐久間委員

- 6月5日（金） 成田市農業センター公津地区協議会
於 J A成田市公津支所
出席者 宍倉、仲山委員
- 6月8日（月） 成田市農業センター久住地区協議会
於 J A成田市久住支所
出席者 海保、荒居委員
- 6月10日（水） 成田市農業センター中央地区協議会
於 農業センター
出席者 鵜澤、伊藤委員
- 6月11日（木） 運営委員会
於 市役所4階 402会議室
出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、
宍倉、鈴木、大里各委員
以上7名

成田市農業センター八生地区協議会
於 農業センター
出席者 清宮、吉田委員

- 6月18日（木） 第3小委員会
於 市役所4階 402会議室
出席者 宍倉、金岡、石井、岩澤、秋山各
委員、小池会長 以上6名

（農業委員永年功労者表彰に対する表彰状伝達）

次に千葉県都市農業委員会連絡協議会より農業委員永年功労者表彰を受けられました海保博委員、龍崎文雄委員、佐久間勇委員に対し、表彰状並びに記念品を伝達いたします。3名の委員におかれましては、前の方へお進みいただきしたいと思います。

表 彰 状

三期以上 成田市農業委員 海保 博 殿

あなたは農業委員会業務の重要性を深く認識し多年その改善と発展のため尽力されその功績は顕著であり他の模範とするところでありますよって記念品を贈呈しこれを表彰します

平成21年6月4日

千葉県都市農業委員会連絡協議会長 高橋 保

表 彰 状

三期以上 成田市農業委員 龍崎 文雄 殿

あなたは農業委員会業務の重要性を深く認識し多年その改善と発展のため尽力されその功績は顕著であり他の模範とするところ
でありますよって記念品を贈呈しこれを表彰します

平成21年6月4日

千葉県都市農業委員会連絡協議会長 高橋 保

表 彰 状

三期以上 成田市農業委員 佐久間 勇 殿

あなたは農業委員会業務の重要性を深く認識し多年その改善と発展のため尽力されその功績は顕著であり他の模範とするところ
でありますよって記念品を贈呈しこれを表彰します

平成21年6月4日

千葉県都市農業委員会連絡協議会長 高橋 保

次に、議事録署名人の指名を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号 22番 佐久間 勇 委員
25番 吉田 三男 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案につきましては、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 平成21年度第4次農用地利用集積計画の決定
について
議案第5号 専決処分の承認を求めるについて
議案第6号 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画
の策定について

以上の6議案でございます。

それでは、去る6月18日に開催いたしました第3小委員会にお

いて、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結果について、宍倉第3小委員長よりご報告願います。

第3小委員長
(14番宍倉委員)

去る6月18日午後1時30分より402会議室におきまして、根本委員が所用のため欠席のほか、他の委員出席のもと第3小委員会を開催いたしました。

本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。提出されました議案は6議案でございます。

まず、3ページの議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が8件、交換が2件、使用貸借権の設定が1件ございました。売買の3番及び使用貸借権の設定の1番の譲受人につきましては、新規就農農家に該当するため、小委員会にお呼びして面接調査を行いました。異議はございませんでした。その他につきましても、さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、9ページの議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。1件の申請がございました。成田空港勤務者の月極駐車場及び旅行者のための貸駐車場用地として転用したいとするものです。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、11ページの議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が3件、使用貸借権の設定が2件ございました。

① 売買については、成田病院の機能回復施設としての遊歩道用地に転用したいとするものが2件、車両置場用地に転用したいとするものが1件です。

② 使用貸借権の設定については、県道の交差点改良工事に伴い、車庫を移転したいとするものが2件です。

さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、17ページの議案第4号、平成21年度第4次農用地利用集積計画の決定についてでございます。利用権設定が12件、利用権設定の転貸が3件でございます。各筆の明細は20ページから22ページでございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、23ページの議案第5号、専決処分の承認を求めるについてでございます。4条の届出が1件、5条の届出が5件、転用事実確認証明の4条が3件、5条が2件、農地法第20条第6項の規定による通知が3件ございました。さしたる質問もなく、

採決の結果、異議はございませんでした。

次に、30ページの議案第6号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定についてでございます。4月22日開催の第10回総会にて承認されました、活動計画(案)につきまして、地域の農業者等を対象に意見を募集し、8名から28件の意見をいただきました。その意見を踏まえて活動計画(案)を修正したものです。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

以上、議案第1号から第6号についての小委員会の事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議長

柿沼事務局長

事務局

それでは3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が8件、交換が2件、使用貸借権の設定が1件の申請がございました。

①売買でございます。

1番、譲受人である荒海の■■さんが、譲渡人である北羽鳥の■■さんが所有する南部の田3筆、畑1筆、計3,036㎡について、農地がまとまっており耕作に便利のため取得したいという申請でございます。なお、譲渡人については後継者がいないため農業経営規模を縮小したいというものです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。申請地は成田北部土地改良区の区域内であり、同土地改良区より農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の「意見書」が添付されております。

2番、譲受人である香取市の■■さんが、譲渡人である吉岡の■■さんが所有する吉岡の畑2筆 4,147㎡について、代物弁済により小作地を取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

3番、譲受人である十余三の■■さんが、譲渡人である茨城県稲

敷郡河内町の■■さんが所有する十余三の畑6筆 13,063 m²について、自宅の近くに所在する農地を取得し、新規就農したいという申請でございます。自宅から申請地までの距離は約300mです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

4番、譲受人である香取郡神崎町の■■さんが、譲渡人である香取郡神崎町の■■さんが所有する名木の田2筆 2,419 m²について、自宅からの通作距離が近く、耕作に便利のために取得したいという申請でございます。自宅から申請地までの距離は約2.1kmです。譲渡人においては離農するため譲渡したいとのことです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。申請地は成田用水土地改良区の区域内であり、同土地改良区より農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の「意見書」が添付されております。

5番、譲受人である香取市の■■さんが、譲渡人である新田の■■さんが所有する新田の畑1筆 1,222 m²について、優良な農地のため申請地を取得し、農業経営の規模拡大をしたいという申請でございます。譲渡人は高齢のため、農業経営規模を縮小するものです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

6番、譲受人である伊能の■■さんが、譲渡人である横山の■■さんが所有する横山の畑1筆 412 m²について、自宅に近く耕作に便利のために取得したいという申請でございます。自宅から申請地までの距離は約1kmです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

7番、譲受人である横山の■■さんが、譲渡人である横山の■■さんが所有する横山の畑2筆 773 m²について、自宅に近く耕作に便利のために取得したいという申請でございます。自宅から申請地までの距離は約1kmです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

8番、譲受人である横山の■■さんが、譲渡人である横山の■■さんが所有する横山の畑7筆 4,711 m²について、自宅から近く農地がまとまっており耕作に便利のために取得したいという申請でございます。自宅から申請地までの距離は約600mです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。なお、6番、7番、8番の譲渡人は同一人で高齢で耕作が出来ないため、農業経営を縮小したいというものです。

続きまして7ページをお開き願います。②交換でございます。

1番、譲受人である小泉の■■さんが、譲渡人である美郷台2丁目の■■さんが所有する小泉の畑1筆 42 m²について、共有物分

割の誤謬の訂正により所有権を移転したいという申請でございます。平成11年に共有物分割を行った際に、境界を誤って特定した為、正しい位置に境界を定め、分筆した土地、42㎡の所有権を移転するものです。

2番、譲受人である台方の■■さんが、譲渡人である下方の■■さんが所有する飯仲江弁須台方下方大袋五区入会の田2筆 4,118㎡について、農地法第5条許可で提供した土地の代替地として取得したいという申請でございます。なお、申請地は印旛沼土地改良区の区域内であり、同土地改良区より農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の「意見書」が添付されております。また、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。下方の株式会社タニへ、平成20年12月22日の総会で農地法第5条により駐車場及びゴルフ練習場用地として提供した農地の代替地として取得するものです。

続きまして8ページをお開き願います。③使用貸借権の設定でございます。1番、借受人である伊能の■■さんが、貸付人である前林の■■さんが所有する前林の畑4筆 7,251㎡について、農地を借り受けて新規就農したいという申請でございます。申請地は栗、ブルーベリーが植えられており、引き継いで管理するものです。なお、借受人、貸付人は親戚関係にあります。自宅から申請地までの距離は約6kmで、将来的には市場へ出荷したいとのことです。以上で農地法第3条による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

6番
(龍崎委員)

売買の3番の農地の場所を教えてください。

事務局

国道51号線沿いにある、レストラン天正の真裏です。

5番
(菅澤委員)

売買の3番の農地ですが、譲渡人は県外の人ですが、本人が耕作されていたのか。また、譲受人の営農計画を教えてください。

事務局

譲渡人においては、相続により取得したものです。また、申請地の近くに譲渡人の実家があり、そちらで耕作していたとのことです。次に、譲受人の営農計画ですが、さつまいもを栽培し、将来的

にはハウス農業も行いたいとのことです。販売については、農協へ出荷したいとのことでした。

議 長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第1号は可決されました。

次に、9ページでございます。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは9ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について でございます。1件の申請がございました。

1番、申請人である並木町の■■■さんが、取香の畑4筆 7,393㎡を成田空港勤務者の月極駐車場及び旅行者のための貸駐車場用地に転用したいという申請でございます。申請地の造成は埋立てを行わず整地、舗装し、136台の駐車場を整備したいという計画でございます。申請地は国道295号線を成田空港に向かい、取香のホリデイ イン東部成田を左折し、市道取香地内2号線に入り約400m先のホテル東横インの手前を左折し、取香地内4号線に入った80m先です。10ページをお開き願います。公図の写しでございます。以上で農地法第4条による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

6 番
(龍崎委員) 申請場所を教えてください。

事務局 (地図にて場所を示す)

議 長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第 2 号は可決されました。次の議案第 3 号については、農業委員会等に関する法律第 2 4 条議事参与の制限の規定により、私が議事に参与することは出来ないもので、海保職務代理に議長をお願いします。

(議長交代、19 番 小池会長退席)

議 長 議案第 3 号につきましては、会長が関与しておりますので、私が議長を務めさせていただきます。

(海保職務代理) 11 ページでございます。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

(海保職務代理)

事務局 それでは 11 ページをお開き願います。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について でございます。売買が 3 件、使

用貸借権の設定が2件ございました。

①売買でございます。1番と2番は関連しておりますので一括説明させていただきます。

1番、譲受人である上町の医療法人鳳生会 理事長 藤崎壽路さんが、譲渡人である押畑の■■さんが所有する押畑の畑2筆 971㎡につきまして、2番、同医療法人が、譲渡人である押畑の■■さんが所有する押畑の畑3筆 580㎡につきまして、成田病院の機能回復施設として、自然を生かし現況地形を利用した遊歩道を整備したいという申請でございます。申請地は県道安食バイパスの押畑大谷津運動公園を右折し、丁字路に突き当たった成田病院の裏側駐車場の奥で13ページに公図の写しが示してあります。

3番、譲受人である久米の有限会社濱砂建設 代表取締役 濱砂篤美さんが、譲渡人である松崎の■■さんが所有する久米の畑1筆 915㎡を取得し、車両置場用地として転用したいという申請でございます。現在の車両置場は借地のため、自社所有の車両置場を確保したいというものです。申請地は国道51号線を香取市方向に向かい、東金山橋の手前を右折し、市道山之作取香線に入り、約400m先の右側で14ページに公図の写しを示してあります。

②使用貸借権の設定でございます。1番と2番は関連しておりますので一括説明させていただきます。

1番、借受人である吉岡の■■さんが、貸付人である吉岡の■■さんが所有する吉岡の畑1筆 115.90㎡を借り受けて、2番、同借受人が吉岡の■■さんと共有する吉岡の畑1筆 97.10㎡のうち■■さんの持分を借り受けて、車庫用地に転用したいという申請でございます。今回、県道の交差点改良工事に伴い店舗を移転するために、移転先にある車庫を撤去したため、新たに申請地に車庫を建築したいというものです。なお、1番の■■さんは■■さんの母、2番の■■さんは■■さんの妻という関係です。申請地は国道51線を香取市に向かい、吉岡の十字路を右折し、約60m先の左側で16ページに公図の写しがございます。以上で農地法第5条による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長
(海保職務代理)

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長
(海保職務代理)

異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長
(海保職務代理)

挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。それでは、小池会長の議事参与を認め、議長を交代します。

(議長交代、19番 小池会長着席)

議 長

次に、17ページでございます。議案第4号、平成21年度第4次農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは17ページをお開き願います。議案第4号、平成21年度第4次農用地利用集積計画の決定について でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり協議があったものです。設定状況の概略につきましては、19ページをお開き願います。総括表より説明をさせていただきます。

1-1利用権の設定でございます。使用貸借権の設定でございます。契約期間10年のものは契約面積が68㎡、畑1筆、1件で新規分でございます。次に賃借権の設定でございます。契約期間1年のものは契約面積が6,794㎡、畑2筆、2件でございます。契約期間3年のものは契約面積が6,426㎡、田3筆、1件で新規分でございます。契約期間6年のものは契約面積が6,007㎡、畑3筆、1件です。契約期間10年のものは契約面積が15,520㎡、田16筆、4件で、うち新規分は田6筆10,133㎡でございます。契約期間10年5ヶ月のものは契約面積が11,057㎡、田6筆、3件で全て新規分でございます。合計契約面積は45,872㎡、田25筆、8件、畑6筆、4件でございます。

次に、1-2利用権の設定の転貸でございます。今回は成田地区で、財団法人成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものがございます。今月は賃貸借のみでございます。契約期間10年5

ヶ月のもので契約面積が 11,057 m²、田 6 筆、3 件です。全て新規設定でございます。詳細につきましては、20 ページから 22 ページまでの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。以上で平成 21 年度第 4 次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第 4 号、平成 21 年度第 4 次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第 4 号は承認されました。次に、23 ページでございます。議案第 5 号、専決処分の承認を求めるについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

23 ページをお開き願います。議案第 5 号、専決処分の承認を求めるについて でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第 7 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

24 ページをお開き願います。① 4 条の届出でございます。1 件の届出がございました。続きまして 25 ページをお開き願います。② 5 条の届出でございます。5 件の届出がございました。続きまして 27 ページをお開き願います。③ 転用事実確認証明でございます。4 条で 3 件、5 条で 2 件ございました。続きまして 29 ページをお開き願います。④ 農地法第 20 条第 6 項の規定による通知でございます。今回は 3 件でございます。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく解約通知でございます。以上でございます。ご審議をお願い

いたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、専決処分の承認を求めるについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第5号は承認されました。

次に、30ページでございます。議案第6号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは30ページをお開き願います。議案第6号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について でございます。4月22日開催の第10回総会にて承認いただきました、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につきまして、4月23日から5月25日の間、地域の農業者等を対象に意見を募集したところ、28件のご意見をいただきました。本議案は、いただいたご意見を踏まえまして案を修正いたしました計画の承認をいただくものでございます。

それでは、37ページをお開き願います。地域の農業者等からいただいたご意見をここに記載いたしまして、農業委員会としての考え方を記載させていただきました。これに基づき31ページからの説明をさせていただきます。

それでは31ページをお開き願います。1番、認定農業者等担い手の育成及び確保についてでございます。これについては目標が1年で5人では少ないという意見がございましたが、この目標値は成

田市水田農業対策協議会が策定した水田農業ビジョンによるもので、市の施策との整合性を図るため、目標値は修正いたしませんでした。その他の意見としては大半が補助金等担い手に対する支援体制の強化を望むものでしたので、32ページをお開き願います。

(4)に活動計画として、農業委員会として効率的、効果的な支援策を検討し、市及び関係機関に働きかけを行うという太字の部分を追記させていただきました。

次に33ページでございます。2番、担い手への農地の利用集積についてでございます。いただいたご意見が、すでにある制度の要望及び農地流動化助成金の情報提供を望むものでしたので、助成金を含め制度の周知に努めることを追記いたしました。これにつきましては、(4)の活動計画の太字の部分でございます。

続きまして34ページをお開き下さい。3番、耕作放棄地の解消についてでございます。これにつきましては補助制度を強化、拡充してほしい、飼料米の生産は魅力的だが販路の確保や初期投資の問題がある、景観作物の作付けを奨励してはいかがか、耕作放棄地の一覧を農業者等に公開すべきであるといった意見がございました。これらを踏まえまして、5月総会終了後にお知らせいたしました耕作放棄地再生利用交付金の情報提供に努めることを追記させていただきました。また、昨年度からの農業委員会の勉強会の結論として、地域ごとに耕作放棄地解消を行うこととなっておりますが、農業委員の活動として、これも追記させていただきました。34ページ(4)の活動計画の太字の部分でございます。

続きまして35ページでございます。4番、違反転用への適正な対応についてでございます。これには3件のご意見をいただいておりますが、既に目標及び活動計画の案に盛り込まれておりますので、修正は行わないものとしたしました。

続きまして36ページをお開き願います。5番、農地パトロールについてでございます。1件のご意見をいただきました。農業委員の主体的な活動が求められていることから、農業委員が各々自主的なパトロールを実施する太字の部分を追記いたしました。これは(3)の活動計画の太字の部分でございます。

次に、6番、農地情報の整備と共有化についてでございます。GIS地理情報システム化についてのご意見がございました。農地情報の共有化はGIS地理情報システムを前提としておりましたが、明確にするため、GIS(地理情報システム)化を含めた共有化の太字の部分を追記させていただきました。(3)の共有化に関する活動計画の太字の部分でございます。

「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の今後の日程といたしましては総会議決後、県を經由して国へ提出することになります。また、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「地域の農業者等から寄せられたご意見等に対する考え方について」はホームページ及び事務局窓口にて公開する予定でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

1 番
(海保委員)

現在の農業において担い手の果たす役割は大きいですが、集落営農も重要であると思う。講演会で広島の先進事例の話聞いたが、成田の農業の今後の参考としたらいかがか。

事務局

関連資料を用意して、次回の勉強会に示したいと思います。

議 長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第6号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第6号は承認されました。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後3時閉会)

|